

塩谷町告示第8号

森林法第10条の5の規定により塩谷町森林整備計画を策定したいので、同法第10条の5第7項の規定により塩谷町森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、塩谷町森林整備計画の案に意見のあるものは、縦覧期間が満了する日までに、塩谷町長に対し、理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

令和8（2026）年2月2日

塩谷町長 見形 和久

1 縦覧場所

塩谷町役場産業振興課、町HP内電子掲示板

2 縦覧期間

自 令和8（2026）年2月 2日

至 令和8（2026）年2月27日